

草津市優良工事表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、草津市（以下「市」という。）が発注した建設工事において、優秀な成績をもって施工した受注者を表彰することにより、適正な工事の施行及び技術の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 評定点 草津市建設工事成績評定点通知および公表要領に規定する請負工事成績評定通知書により通知された評定点をいう。
- (3) 対象年度 表彰を実施する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度をいう。

(表彰の種類及び対象)

第3条 表彰は、優良工事表彰とし、建設工事を優秀な成績で施工した受注者を対象とする。

2 表彰の対象となる受注者は、次の各号に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 草津市内に本社または本店を有するもの（以下「市内業者」という。）。ただし、市内業者を構成員の1人とする建設工事共同企業体での施工の場合は、市内業者以外のものも、その出資比率にかかわらず表彰の対象とする。
- (2) 対象年度に評定点を85点以上取得して完成した建設工事があるもの
- (3) 対象年度において完成させたすべての建設工事において、評定点を65点以上取得したものの
- (4) 対象年度の初日から表彰決定の日までの間において、第9条各号に該当しないもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回行うものとし、被表彰者には表彰状を贈呈する。

(審査委員会への推薦)

第5条 契約検査課長は、第3条の規定に該当するものがあるときは、優良工事報告書（様式第1号）を審査委員会に提出するものとする。

(審査基準)

第6条 第3条に規定する表彰の審査は、草津市建設事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

2 審査委員会は、前条の規定により推薦のあった工事について、表彰の可否を総合的に審査する。

3 審査委員会は、推薦のあった工事について、仕上面等だけを施す修繕であるものや、主たる要素が解体・浚渫工事等成果物が事実上ないものは表彰の対象から除く。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、審査委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。

(被表彰者の公表)

第8条 被表彰者については、草津市ホームページで公表するものとする。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、表彰決定の日から表彰日までの間に被表彰者が次の各号のいずれかに該当したときは、この決定を取り消すものとする。

- (1) 施行した工事に瑕疵があることが判明したとき。
- (2) 建設業法の規定による監督処分を受けたとき。
- (3) 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準による処分を受けたとき。
- (4) その他優良建設業者として不相当と認められる行為があったとき。

(庶務)

第10条 表彰及び審査委員会に関する庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年10月6日から施行し、平成27年4月1日以後に完成した建設工事について適用する。

付 則

この要領は、平成29年7月4日から施行し、平成28年4月1日以後に完成した建設工事について適用する。

様式第1号（第5条関係）

優良工事報告書

平成 年 月 日

契約検査課長

下記の工事について、草津市優良工事表彰実施要領第5条の規定に基づき、報告します。

工事名				工事成績評定点	点
契約番号		工事場所		工種	
予定価格（税込）	円		請負金額（税込）	円	
対象年度の全ての工事成績評定点	工種	請負金額		工事成績評定点	
				円	点
				円	点
				円	点
				円	点
				円	点
				円	点
				円	点
	工事成績評定件数			件	
	工事成績評定平均点			点	
	最低点			点	
所見					
備考					

※ 工事概要および写真は次項

○工事概要

○写真

